○海上保安庁告示第二百四十号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　下関南東水道第三号灯浮標
位置
所在地　本山岬（山口県山陽小野田市）の南西方約六・二キロメートル
北緯　三三―五四―一七
東経　一三一―〇七―一七
変更した事項
位置　正規位置の一二五度約一・〇キロメートル
変更年月日　平成二十四年九月十一日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百四十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称
位置
所在地　千葉港市原防波堤灯台
北緯　三五―三三―二五
東経　一四〇―〇四―〇八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
五・〇海里
光達距離
高さ　地上から構造物の頂部まで六・四メートル　平均水面上から灯火まで八・八メートル
変更年月日　平成二十四年九月十二日

○海上保安庁告示第二百四十二号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（共備ドルフィン中央）
北緯　四二―三五―〇八
東経　一四一―四七―四六
変更した事項
位置　北海道苫小牧港第四区（北海道石油共同備蓄桟橋中央）
北緯　四二―三五―〇八
東経　一四一―四七―四六
灯質　モールス符号白光　毎一〇秒にU（・・―）
光度　実効光度一、四〇〇カンデラ
光達距離　一〇・〇海里
記事
イ　灯質　モールス符号白光　毎一〇秒にU（・・―）
ロ　光度　実効光度一一〇カンデラ
ハ　光達距離　五・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで一九〇メートル及び西方約二一〇メートル
ホ　設置場所　本灯の東方約一九〇メートル
ヘ　記事　副灯二個は、本灯に同期している。
変更年月日　平成二十四年九月十三日

○海上保安庁告示第二百四十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　鴨川灯台
位置
所在地　千葉県鴨川市（荒島）
北緯　三五―〇五―三五
東経　一四〇―〇六―三五
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十四年九月十八日

○海上保安庁告示第二百四十四号

航路標識の一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　津居山港東導流堤灯台
位置
所在地　兵庫県津居山港（東導流堤外端）
北緯　三五―三九―〇一
東経　一三四―五〇―二二
撤去年月日　平成二十四年九月二十日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百四十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称
位置
所在地　岩手県大船渡市（碁石埼）
北緯　三八―五九―一〇
東経　一四一―四四―三〇
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十四年九月二十一日

○海上保安庁告示第二百四十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　碁石埼灯台
位置
所在地　兵庫県明石市（林崎港五号防波堤外端）
北緯　三四―三八―三八
東経　一三四―五七―五九
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十四年九月二十一日

○海上保安庁告示第二百四十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　林崎港五号防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県明石市（林崎港五号防波堤外端）
北緯　三四―三八―三八
東経　一三四―五七―五九
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十四年九月二十一日

○海上保安庁告示第二百四十八号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　苫小牧港石油共同備蓄シーバース灯
位置
所在地　北海道苫小牧港第四区（共備ドルフィン中央）
北緯　四二―三五―〇八
東経　一四一―四七―四六
変更した事項
位置　北緯　四二―三五―〇八　東経　一四一―四七―四六
灯質　モールス符号白光　毎一〇秒にU（・・―）
光度　実効光度一、四〇〇カンデラ
光達距離　一〇・〇海里
記事
イ　灯質　モールス符号白光　毎一〇秒にU（・・―）
ロ　光度　実効光度一一〇カンデラ
ハ　光達距離　五・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで一九〇メートル及び西方約二一〇メートル
ホ　設置場所　本灯の東方約一九〇メートル及び西方約二一〇メートル
ヘ　記事　副灯二個は、本灯に同期している。
変更年月日　平成二十四年九月十三日

○海上保安庁告示第二百四十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　鴨川灯台
位置
所在地　千葉県鴨川市（荒島）
北緯　三五―〇五―三五
東経　一四〇―〇六―三五
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十四年九月十八日

○海上保安庁告示第二百五十号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　津居山港東導流堤灯台
位置
所在地　兵庫県津居山港（東導流堤外端）
北緯　三五―三九―〇一
東経　一三四―五〇―二二
撤去年月日　平成二十四年九月二十日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百五十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　徳山下松港東ソーセメント一号桟橋灯台
位置
所在地　山口県徳山下松港第一区（東ソーセメント一号桟橋南西端）
北緯　三四―〇三―二一
東経　一三一―四五―四八
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで五・一メートル　平均水面上から灯火まで九・六メートル
変更年月日　平成二十四年九月二十四日

○海上保安庁告示第二百五十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯二七度、北緯二八度、東経一二六度三〇分、東経一二七度三〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯二八度一五分、北緯二八度二五分、東経一二七度三五分、東経一二七度五五分の各経緯度線で囲まれる海域

(ハ)　北緯二四度四五分、北緯二五度、東経一二三度四五分、東経一二四度の各経緯度線で囲まれる海域

(ニ)　北緯二四度四八分東経一二二度三八分、北緯二四度五五分東経一二二度四五分、北緯二四度五二分東経一二二度三八分の各点で囲まれる海域

(ホ)　北緯三一度四〇分、北緯三二度一五分、東経一三九度二五分、東経一四〇度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年十一月六日から平成二十四年十一月二十九日まで

ハ　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

ニ　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四十二号（平成二十四年十月二十六日発行）、十管区水路通報第四十二号（平成二十四年十月二十六日発行）、十一管区水路通報第四十五号（平成二十四年十一月九日発行）